

① 8世紀頃からヨーロッパでは毛織物産業が発達し羊毛の需要が増大した。イングランドでは良質の羊毛が生産でき羊毛の供給国となっていた。毛織物産業はもっぱら対岸のネーデルランドを中心に反映していた。

14世紀になるとエドワード3世は原毛輸出だけでなく毛織物を生産して輸出する毛織物生産国へ方針を転換した。そのためフランドルの毛織物技術者を移入し定住させた。更に原毛輸出や羊毛加工品輸入を禁止にした。

15世紀の中頃には毛織物製品の最大輸出国となりロンドン港から輸出される対岸のアントワープ港は繁栄していった。

16世紀の初めになると羊毛の需要が増大し価格が高騰したため土地所有者は農産物より羊毛生産に力を入れ、広い牧草地が必要となり耕作地を羊牧地にする必要があった。領主は入地料や借地料を上げ小作人から農民保有地を取り上げ柵で囲い込み私有地化していった。その結果、農民が追放され働き先が無く貧民化していった。そのため耕地面積が減り農産物の価格が上昇し生活が一層悪化し貧民が増加していった。更に1630年から、ヘンリー8世は、貧民の救済機能であった修道院の解散を実施し、保護を受けていた貧民やそこで働いていた修道士達までも放浪貧民となり、大衆的貧困が都市を中心に発生していった。

② テューダー朝国家は、囲い込み運動の結果貧民が増加すると犯罪が多発しそれが集団になると政治的な暴動になりかねないと判断した。その対策として1531年に救民法を制定した。その内容は浮浪を禁止し、貧民を労働可能者と労働不能者に区別し、労働不能者のみに社会的な証明を与えた。一方労働可能な者は物乞いをするだけで刑に処せられ出生地に強制送還させられるものであった。この法は貧民を抑圧する浮浪者規制法というべきものであった。しかし、この法律は労働不能者の救済には不十分なものであったため、1536年に改定され、中世に貧民救済の機能を果たしていた教会や修道院に責任を持たせるものとした。教区に地方行政機関の機能が与えられた。この法律についても、出生地に帰らず都会で浮浪生活をする貧民が増えたため効果が上がらなかった。1547年にはヘンリー8世は更に強化した残虐な刑の法律を定めた。それでも問題は解決されず抑圧政策では解決されないことが認識されるようになった。

エリザベス朝になって、これまでの浮浪者規制法では貧困の増大と社会不安を解決するのに限界があることが明らかになった。その結果全国的な救貧法を定めなければならなくなり、1572年の改定では行政の責任が治安判事に委ねられ、各教区に貧民監督官が定められた。救貧行政の執行のため救貧税が導入され、組織的に救貧行政が確立されていった。1576年の改定では、これまでの内容に欠けていた青少年と働く意欲のある者に対する政策を取り入れ、青少年に仕事を与え、意欲のある貧民や浮浪者に雇用の機会を与える政策が取り入れられた。このように初期の救民法は為政者側の政策であったため本質的な解決には至らなかった。貧民の実態を把握することにより本質的な対策ができるのである。

③ エリザベス救貧法は、エリザベス 1 世の世になり完成したが、1601 年最終的に集大成された。その特徴は貧民といわれる救済の対象者を①労働不可能な貧民②労働可能な貧民③労働能力を持ちながら仕事をしない怠惰な者に分類し、救済措置をそれぞれ定めたものである。またそれは、教会の教区を基本に救貧行政の組織を構築し近代的な社会政策に近いものであった。救貧行政は教区を中心に管理され、権限と義務は国王-枢密院-治安判事-貧民監督官という体制で厳格に実施された。治安判事は救貧行政の総括指揮をとり警察権をも持った。治安判事により任命された教区の貧民監督官は教区内の貧民世話人として働き、貧民税を徴収する権限を持った。貧民税は各教区が責任を持って救貧行政を執り行うことになったためその財源として施行された。

エリザベス救貧法は当時、近代的な労働という概念が確立していない時代に、貧民や青少年に労働に就かせることに重点を置いたものであり、また無能力者の救済に限定するものであった。救貧法は社会秩序の維持の目的であったが失業者に職を与えるという公共事業は国の利益になることが認識されるようになった。後にはジェントリーにより資本主義の萌芽となっていった。

現代から見ると、全く政教一致の政策である。日本においても檀家制度で教区と同じ行政が行われていた時代があった。悪法も何回にもわたる改正により整備され民主的な社会制度になっていった背景には、高い道徳精神の持ち主が存在したことにあると思う。経済的状況の変化により職を失う者が発生する。その場合は国の政策として対処することが結果として国益になることである。

(B)